

学校防災教育に係る气象台との懇談会 運営要領

1 名称

この懇談会の名称は、学校防災教育に係る气象台との懇談会（以下、「懇談会」という。）とする。

2 目的

気象や地震・津波等の自然現象による災害の防止・軽減を目的とした学校防災教育を推進するため、防災教育を取り組む上での課題や効果的な防災教育の手法等について、有識者、教育関係者の方々に多角的なご助言やご議論をいただく場として本懇談会を設置する。

また、効果的な防災教育の手法等については、本懇談会において資料の作成や実践、公開授業などを実施することにより、作成した防災教育資料を含めて普及を図るものとする。

3 委員および事務局

本懇談会は、別表の有識者、学校教育関係者及び气象台の委員で構成する。

本懇談会の運営のため事務局を置き、事務局員は气象台業務課員が、事務局長は气象台業務課長が務める。

なお、事務局長は議事の内容等により委員以外の参加が適当と判断した場合は、本懇談会に委員以外の者を参加させて意見を聞くことができる。

4 運営

懇談会の司会は、气象台業務課の委員が務める。

なお、懇談会における各種作業を効率的に進めるため、懇談会にワーキンググループを設置することができるものとする。

本懇談会における議事は、公開に適さない議事を除いて原則公開とする。

公開は、事務局が作成した議事概要について各委員の事前了承を得たうえで、气象台のホームページに掲載することをもって公開とする。

また、公開授業等については、教育関係者及び報道機関等に対して広く周知を図る。

5 設置期間

本懇談会における目的を達成するためには、中長期的な取り組みが必要であることから本懇談会は継続的に設置し、設置期間は当初の目的が達成された時点までとする。

ただし、委員の委任期間は人事異動等を考慮して当該年度末日までとするが、委員の再任を妨げるものではない。

6 その他

懇談会の運営に関して本要領に規定のない事項は、懇談会に図って定める。

附則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。